

おうちの方へ

○平成 30 年度の移行措置による学習内容の追加について○

平成 30 年度の移行措置により追加される学習内容がございます。本資料は、平成 29 年度現在の文部科学省発表内容をもとに、平成 30 年度に追加される学習内容について、お子さま向けに解説したものです。

ただし、学校での学習内容と本資料の内容が異なる場合がございます。

ご了承ください。

【対象学年】

- ・平成 30～32 年の中学 1～3 年生

【移行措置の内容】

- ・「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

→各分野において、領土に関わる内容を追加する必要がある。

	平成 30（2018）年
1 年生	領土に関わる内容の追加（地理的分野・歴史的分野）
2 年生	領土に関わる内容の追加（地理的分野・歴史的分野）
3 年生	領土に関わる内容の追加（歴史的分野・公民的分野）

【追加事項詳細】

	内容
地理的分野	「領土の範囲や変化とその特色」については、 <u>我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。</u>
歴史的分野	「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、 <u>北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。</u>
公民的分野	「領土(領海, 領空を含む。), 国家主権」については関連させて取り扱い、 <u>我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段により解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなど</u> を取り上げること。